

■中古住宅解体新築支援事業補助金の申請の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。
申請期間は **4月14日～12月25日まで** です。(予定)

＜必要書類＞

- ① 補助金交付申請書
- ② 同意書兼確認書
- ③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し
- ④ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る住民票の写し
(取得後3か月以内のもの)
- ⑤ 解体工事に関する契約書の写し
- ⑥ 中古住宅の登記事項証明書(取得後3か月以内のもの)
※ 未登記の場合は、台帳記載事項証明書その他床面積及び建築時期が
わかる書類
- ⑦ 中古住宅の位置図
- ⑧ 新築住宅の建築に係る請負契約書の写し(新築住宅の床面積の記載が
無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。)
- ⑨ 委任を受けた方が申請する場合は委任状
(同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

※ ③、⑤、⑥、⑦、⑧については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書により通知します。
- **通知を受け取ったら、解体工事を開始してください。**

3. 解体工事の実施

- 解体工事を開始してください。
- 工事状況が確認できるように、解体する中古住宅の工事前、工事後の写真を撮影してください。
※ 解体工事を実施した結果、解体工事の金額が変更となり、補助金交付決定額が変更になると予想される場合は、必ず「補助事業変更等申請書(別記様式第4号)と変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、請求書など)を、解体工事の完了前に提出してください。
- 解体工事は、令和8年2月末日までに完了してください。

4. 代金の支払い

- ・解体工事の代金を支払い、施工業者から領収書を受け取ってください。

5. 新築住宅の着工

- ・新築住宅の建設について、令和8年3月15日までに着工してください。
- ・着工の状況が確認できるように、工事現場や工事看板などを撮影してください。

6. 実績報告

- ・新築住宅の建設の着工が確認できたら、下記の必要書類を揃え、令和8年3月中旬までに住宅課窓口へ提出してください。

<必要書類>

- ① 補助金実績報告書（別記様式第7号）
- ② 中古住宅を解体した経費に係る領収書の写し
- ③ 解体工事の施工前及び施工後の写真
- ④ 新築住宅の確認済証の写し
- ⑤ 新築住宅着工報告書（別記様式第8号）
- ⑥ 新築住宅の着工が確認できる写真
- ⑦ 申請者、同居の世帯員及び同居を予定する世帯員に係る佐倉市税の納税証明書（滞納なし証明）

※18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）

※ 佐倉市に住民票がなく納税証明書が提出できない場合は申立書を提出

- ⑧ その他市長が必要と認める書類

※ ②、④については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

7. 補助金の交付請求

- ・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。